

博士論文のインターネット公表について

平成 25 年 7 月 9 日作成 令和元年 10 月 28 日一部修正
令和 2 年 7 月 8 日一部修正 令和 3 年 4 月 1 日一部修正
令和 5 年 4 月 1 日一部修正

信州大学

【趣旨】

学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）の改正（学位規則の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 5 号）が平成 25 年 3 月 11 日に公布，平成 25 年 4 月 1 日から施行）により，博士論文の全文，博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨について，大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセスの推進の観点から，インターネット公表することに伴い，本学として以下のとおり実施する。

1. 『博士論文』，『博士論文の内容の要旨』，『博士論文審査の結果の要旨』の公表方法について
 - ・ 信州大学機関リポジトリにより行う。(URL <https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/>)
2. 博士論文の公表について
 - ・ 博士学位授与者全員を対象とし，原則として博士の学位を授与された日から 1 年以内に全文を公表する。学位授与前に学術雑誌等に掲載された（または，掲載予定の）博士論文についても行う。
 - ・ 1 年以内に全文を公表できないやむを得ない事由がある場合は，全文に代えてその内容を要約したもの（以下，博士論文の要約）を公表し，事由が解消される公表可能日以降，全文を公表する。公表する時期は，『博士論文機関リポジトリ登録申請書』（様式）に指定した日とする。博士論文の要約とは，公表不可能な部分を除き，公表可能な概要に替えて，全体の内容を示したものである。
 - ・ やむを得ない事由がある場合の承認は当該研究科において行う。
3. 公表できないやむを得ない事由について
 - 基本的には，以下のとおりとする。
 - ・ 博士論文が，立体形状による表現を含む等の理由により，インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
 - ・ 博士論文が，著作権保護，個人情報保護等の理由により，博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
 - ・ 出版刊行，多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載，特許の申請等との関係で，インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が，博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合
 - ・ その他，研究科がやむを得ないと認める場合

4. 提出について（別紙 フローチャート参照）

- ・博士学位授与者全員は博士論文の全文を提出する。やむを得ない事由により全文を公表できない者は、博士論文の要約と全文の両方を提出する。
- ・提出は電子データとし、電子データ形式はPDF*1を基本とする。
- ・データによる提出が困難な場合は、印刷されたものを提出する。
- ・データの提出方法はeALPSまたはCD等により行う。
- ・『博士論文機関リポジトリ登録申請書』（様式）を提出し、全文公表の可否、公表の時期、及び著作権の許諾について申告する。
- ・各研究科で指定する期日までに、指定された提出先へ提出する。

5. 博士論文の一部または全部が学術雑誌等に掲載されている（または掲載予定の）場合

- ・機関リポジトリへの登録について、出版社等への許諾の確認は、学位授与者本人が行う*2が、附属図書館にも照会することができる。

照会先：附属図書館情報システムグループ

Email: library-soar2@shinshu-u.ac.jp

メールの件名を「博士論文リポジトリ登録に関する許諾確認について」とし、掲載論文の書誌事項（著者名、論文名、論文の掲載誌名、巻・号・ページ、出版年）を記載してください。

【出版社等からリポジトリ登録の条件が付されている事例】

下記の1つないし全てを記載する必要がある場合

（本文最終ページ記載例） 「Additional information」

- ・DOI（デジタルオブジェクト識別子）のリンク
 - ・初出の書誌情報
 - ・著作権表示（© 出版年 著作権者）
- ・博士論文を構成する雑誌論文について、機関リポジトリへ登録するのは、発行する出版社等に許諾が得られた、以下のいずれかとする。
- ① 出版社版*3（別刷、冊子体のコピー、電子ジャーナルからダウンロードしたPDFファイル等）
 - ② 著者最終原稿*4
 - ③ 学位授与者が所有する著者最終原稿に一番近い原稿
 - ④ ①～③のいずれも許諾が得られない場合は、博士論文の要約とする。

6. 各研究科から附属図書館への博士論文等のデータの提出時期について

- ・附属図書館での機関リポジトリへの登録作業を考慮し、以下の時期を基準とする。

博士論文	}	学位を授与してから2か月以内
博士論文の内容の要旨		(3月学位授与者分：翌年度の5月31日まで、
博士論文審査の結果の要旨		9月学位授与者分：11月30日まで)

*1 PDF について

国立国会図書館では以下のように指定している。

電子データ形式は、PDF (PDF/A (ISO 19005) が望ましい) を推奨します。また、長期的な保存及びアクセシビリティ確保のため、外部情報源 (外部フォント等) を参照していないこと (フォントを埋め込んだファイルとすること)、暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと (文書を開くパスワードの設定及び印刷を制限するパスワードの設定は行わないこと) をお願いします。

(国立国会図書館 HP より <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/hakuron/>)

*2 本人が行う確認方法について【例】

下記のサイトにおいて、出版社名・学会名・雑誌名などから機関リポジトリへの許諾状況を検索することができる。

Sherpa Romeo (海外の出版社等) : <https://v2.sherpa.ac.uk/romeo>

学協会著作権ポリシーデータベース (日本の学会等) :

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/page/133>

*3 出版社版

著者の原稿をもとに雑誌等掲載用に出版社が編集・レイアウトしたもの。別刷、冊子体のコピー、電子ジャーナルからダウンロードした PDF ファイル等は、出版社版のため、機関リポジトリへの登録はほとんど認められていない。

*4 著者最終原稿 (ポストプリント, author's manuscript 等)

著者版 (著者の手元にある原稿) のうち、査読が済み掲載許諾 (アクセプト) を受けることになった最終原稿のこと。誤字、脱字などの修正が行われ、出版社版*3 と完全に一致はしない場合があるが、最も内容が近いと考えられるもの。

出版社によっては、機関リポジトリへの登録を認めている所が多い。イギリスの SHERPA という団体が、世界の出版社を対象に調査した結果によると、90%以上の雑誌において著者が自分の論文を自分の所属機関のサイトで保存・公開することを認めている。